

奥山工場（可燃ごみ）受入基準

1 根拠条例

- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 30 条第 2 項
- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 27 条

2 受入基準

下表摘要欄に示した 1 日あたりの受入条件は、1 排出者について受け入れることができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	一般廃棄物（事業系）の場合、貝（1 日 1 トンまで）、解体した鳥獣等（1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで）
紙くず	書類、段ボール、書籍等
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット（4 5 リットル袋入り）、ロープ（長さ 1 0 0 c m 以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草	4 5 リットル袋入り ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内）、ゴムホース（長さ 1 0 0 c m 以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1 日 2 0 0 k g まで受入れる。
発泡スチロール	大きさ 3 0 c m × 3 0 c m × 3 0 c m 以内 ※1 日 2 0 0 k g まで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	※1 日 4 5 リットル袋 5 袋まで受入れる。

破砕処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状の木材（長さ 1 5 0 c m × 直径 2 0 c m 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径 2 0 c m を越える場合は、長さ 2 0 c m で輪切りにすること。 ※幹径 2 0 c m 以上の大きな根は取り除くこと。
	板状の木材（長さ 1 8 0 c m × 幅 9 0 c m 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
	パレット（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内） ※金属等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしず、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット（大きさ 1 0 0 c m × 1 0 0 c m 以内）等
草	※土を取り除くこと。
竹、笹	長さ 5 0 c m 以内 ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ 3 0 c m × 3 0 c m × 3 0 c m を超え 6 0 c m × 6 0 c m × 6 0 c m 以内 ※1 日 2 0 0 k g まで受入れる。

体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物（奥山工場で処理できないもの）		
項目	具体例	例外
下関市外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等） ・ボタン電池、コイン電池（BR・CR以外） ・蛍光灯、水銀灯等 ・アスベスト含有製品 ・PCB及びPCB汚染物を含むもの	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ、ライター等 ・ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物	・感染性廃棄物 ・廃水銀等 ・PCB及びPCB使用製品 ・廃石綿等	
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの	・電動ベッド ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・シニアカー ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材） ・大量の粉体（のこくず、シュレッダーくず、小麦粉等） ・木造船 ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・のこくずは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。
社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	

不燃性のあるもの	・不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等	
リサイクル制度等があるもの	・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・電気洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン ・パソコン ・自動車 ・オートバイ、原動機付自転車 ・FRP船 ・消火器 ・廃タイヤ ・トナーカートリッジ	・プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。
廃油、廃酸、廃アルカリ	・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等 ・塩酸、エッチング廃液等 ・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等	廃油については、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
動植物性残渣	・動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等） ・植物性残さ（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等）	産業廃棄物の場合、貝は1日1tまで、解体した鳥獣等は1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鉱さい	・スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り1日45リットル袋4袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば30kg程度の小型獣（鶏、犬、猫等）1日1匹まで受け入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第2条第1号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣等で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがある。

4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要の都度見直し改定する。